

富谷市サイクルアンドバスライド事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、路線バス停留所の近隣にサイクルアンドバスライドのための駐輪場を設置し、自転車とバスを組み合わせた移動環境の整備を図ることで、自家用車からバス利用への転換を促進し、慢性的な道路渋滞や環境負荷の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) サイクルアンドバスライド 自宅などの出発地から自転車で指定駐輪場に駐輪し、路線バスに乗り換えて目的地へ向かう交通手段をいう。
- (2) 指定駐輪場 別表第1に掲げる市が実施するサイクルアンドバスライド事業で設置する駐輪場をいう。
- (3) 路線バス 宮城交通株式会社及びミヤコーバス株式会社が運行する路線バスをいう。

(利用要件)

第3条 利用対象となるのは、申請時において、次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 富谷市に住所を有する者。
- (2) 通勤・通学において、仙台市方面へ運行する路線バスを利用する者。

(利用申請)

第4条 指定駐輪場を利用しようとする者は、サイクルアンドバスライド利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出は、利用希望開始日の30日前から7日前までに行うものとする。

(登録証の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにサイクルアンドバスライド利用登録証(別記様式。以下「登録証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

- 2 登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、指定駐輪場を利用するときは、前項の規定により交付された登録証を自転車に掲示し、市長が指定する場所に駐輪しなければならない。

(登録証の再交付)

第6条 登録者は、登録証を紛失、汚損又は毀損したときは、登録証の再交付を受けるものとする。

2 登録証の再交付を受けようとする者は、サイクルアンドバスライド利用登録証再交付申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。この場合において、汚損又は毀損によるときは、当該登録証を添えなければならない。

3 第1項の規定により登録証の再交付を受けた者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに、発見した登録証を市長に返納しなければならない。

(登録証の返納)

第7条 登録者は駐輪場を利用しなくなったときは、速やかに、サイクルアンドバスライド利用登録証返納届出書(様式第3号)に登録証を添えて市長に届け出なければならない。

(登録証の取消)

第8条 市長は、第5条の規定により登録証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは利用登録を取り消すとともに、登録者にサイクルアンドバスライド登録取消通知(様式第4号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 正当な理由なく必要書類の提出をしない場合

(3) その他、市長の認める場合

2 前項の規定により登録登録の取消を受けた者は、速やかに、登録証を市長に返納しなければならない。

(登録者の責務)

第9条 登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(2) 自転車を1週間以上指定駐輪場に放置しないこと。

(台帳)

第10条 市長は、サイクルアンドバスライド駐輪場登録者台帳を備え、常に登録証の交付状況を明らかにしておくものとする。

(責任)

第 1 1 条 駐輪場内における事故、盗難等について、市は一切の責任を負わないものとする。

(書類の様式)

第 1 2 条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 この事業の事務局を富谷市企画部企画政策課に置く。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 0 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

指定駐輪場	所在地
イオン富谷店	宮城県富谷市大清水 1 丁目 3 3 番地 1

別記様式（第5条関係）



（縦50ミリメートル、横30ミリメートル）

様式第 1 号（要綱第 4 条関係）

富谷市長 あて

年 月 日

サイクルアンドバスライド利用申請書

富谷市サイクルアンドバスライド事業実施要綱第 4 条の規定により、サイクルアンドバスライドの利用申請をします。

1. 申請者情報

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号	()		
メールアドレス			
利用を希望する 指定駐輪場		利用する予定のバス路線	
利用開始希望日	令和 年 月 日から		

2. 確認事項（同意いただく事項に☑を付けてください）

☐	申請時点で富谷市に住所を有する。
☐	この申請書により取得した個人情報を、当該事業に関連のある施設等（指定駐輪場の管理者等）に共有することに同意する。
☐	サイクルアンドバスライド利用登録証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
☐	自転車を 1 週間以上放置しないこと。

様式第 2 号（要綱第 6 条関係）

富谷市長 あて

年 月 日

サイクルアンドバスライド利用登録証再交付申請書

サイクルアンドバスライド駐輪場利用登録証を、（紛失・汚損）したため、富谷市サイクルアンドバスライド事業実施要綱第 6 条の規定により、再交付を申請します。

1. 申請者情報

フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話番号	()		
利用していた指定 駐輪場		利用していたバス 路線	

様式第 3 号（要綱第 7 条関係）

富谷市長 あて

年 月 日

サイクルアンドバスライド利用登録証返納届出書

サイクルアンドバスライド駐輪場を利用しなくなったため、富谷市サイクルアンドバスライド事業実施要綱第 7 条の規定により、届出します。

1. 申請者情報

フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話番号	()		
利用していた指定 駐輪場		利用していたバス 路線	

様式第 4 号（要綱第 8 条関係）

サイクルアンドバスライド登録取消通知

年 月 日

様

富谷市長

年 月 日付けで申請のありましたサイクルアンドバスライド利用申請については、下記の理由により決定を取り消すこととしましたので、富谷市サイクルアンドバスライド事業実施要綱第 8 条により通知します。

記

（理由）